会 議 録

会 議 名 (付属機関等名)		第1回川西市知明湖キャンプ場に係る指定管理者選定委員会		
事務局(担当課)		市民環境部 文化・観光・スポーツ課 (内線:3431)		
開催日時		令和3年10月28日 午前10時00分から		
開催場所		ウェブ会議システムにより開催 (傍聴場所:川西市役所 4階 庁議室)		
出	委員	中川 幾郎 委員長、安本	秀彦 副委員長、野	田 智絵 委員
者	事 務 局	川西市市民環境部長 岡 文化・観光・スポーツ課		
傍聴の可否		可	傍聴者数	0人
	不可・一部不可 合は、その理由			
会議次第		1.開 会 2.委嘱状交付 3.選定委員会委員紹介 4.川西市知明湖キャンプ場に係る指定管理者候補法人等の選定について(諮問) 5.川西市知明湖キャンプ場に係る指定管理者選定委員会会議公開制度運用要綱並びに同選定委員会の会議公開に係る傍聴要領について 6.議事 (1)川西市知明湖キャンプ場指定管理者募集要項及び申請について (2)川西市知明湖キャンプ場指定管理者候補法人等の選定について 7.その他 ・今後の選定委員の進め方 8.閉会		
会	議 結 果	別紙審議経過のとおり		

審議経過

発信者	発言内容			
司会	ただいまから、川西市知明湖キャンプ場に係る指定管理者選定委員会を開催いたします。 本日は、お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。私は、本日の進行をさせていただきます、市民環境部文化・観光・スポーツ課長の人見でございます。宜しく			
	お願いいたします。なお、事務局では、記録用として、会議開催中の録音をさせていた だきたいと考えておりますので、ご了承いただきますようお願いいたします。			
司会	それでは、次第にのっとり進行させていただきます。 まず、2.委員の委嘱及び任命ですが、本来ならば市長から手渡しさせていただくも のですが、新型コロナウィルス感染防止対策の観点より WEB 会議としておりますので、 川西市知明湖キャンプ場に係る指定管理者選定委員会委員への委嘱状につきましてはす でに送付させていただいております。			
司会	それでは、3.選定委員会委員紹介につきまして、本日お集まりの皆様方のご紹介をさせていただきます。 まず、帝塚山大学名誉教授の 中川 幾郎 様です。 次に、安本税理士事務所の 安本 秀彦 様です。 最後に、ボーイスカウト川西連絡会の 野田 智絵 様です。			
	続きまして、事務局職員を紹介します。 市民環境部長の 岡本 です。 市民環境部副部長の 飯田 です。 市民環境部文化・観光・スポーツ課 主査の 錦織 です。 以上で職員の紹介を終わります。			
司会	なお、当委員会の委員長、副委員長についてですが、川西市知明湖キャンプ場に係る 指定管理者選定委員会規則第5条第2項「委員長は、学識経験者をもって充て、副委員 長は、公認会計士又は税理士をもって充てる」との規定に基づき、委員長に、中川幾郎 様、副委員長に安本秀彦様にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。			
司会	それでは、委員長、副委員長に、一言ずつごあいさつをお願いいたします。中川委員 長お願いいたします。			
委員長	今ご指名に預かりました中川です。一生懸命務めますので、皆様よろしくお願いいた します。			

司会

ありがとうございました。

次に、安本副委員長お願いいたします。

副委員長

よろしくお願いします。

司会

ありがとうございました。

それでは、市長は公務により不在のため、代わりに部長から川西市知明湖キャンプ場 に係る指定管理者候補法人等の選定について諮問いたします。

部長

令和3年10月28日

川西市知明湖キャンプ場に係る指定管理者選定委員会

委員長 中川 幾郎 様

川西市長 越田 謙治郎

川西市知明湖キャンプ場に係る指定管理者候補法人等の選定について(諮問)

川西市知明湖キャンプ場の設置及び管理に関する条例第7条の規定に基づき、川西市知明湖キャンプ場の管理を指定管理者に行わせるため、川西市公の施設に係る指定管理者の手続等に関する条例第13条第2項の規定に基づく指定管理者候補法人等の選定について、貴委員会の意見を求めます。

よろしくお願いいたします。

司会

本来はこの場で委員長へ諮問書を手渡しますが、今回は WEB 会議のため、会議終了後、 送付させていただきます。

それでは、川西市知明湖キャンプ場に係る指定管理者選定委員会規則第6条第1項「選定委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。」との規定に基づき、議長は、中川幾郎様になっていただきます。

またこの会議は、別添資料の「川西市知明湖キャンプ場に係る指定管理者選定委員会会議公開制度運用要綱並びに川西市知明湖キャンプ場に係る指定管理者選定委員会の会議公開に係る傍聴要領について」により開催させていただきますのでよろしくお願いいたします。

司会

それでは議長、議事進行よろしくお願いいたします。

委員長

ただいま、議長の指名を受けました委員長の中川です。

当委員会に対して市長から川西市知明湖キャンプ場に係る指定管理者候補法人等の選定について諮問を受けました。

委員の皆様方から種々ご意見を頂き、指定管理者候補法人等を選定して参りたいと思

いますので、ご協力をお願いいたします。

また、先ほど事務局より説明のありました「会議公開制度運用要綱並びに会議公開に係る傍聴要領」のとおり、会議の公開については、会議の内容を考慮して決定することといたします。

本日は傍聴の希望者はおられますでしょうか。

事務局

今のところ傍聴の希望者はおられません。

委員長

わかりました。それでは議事に移ります。

次第6の(1)「川西市知明湖キャンプ場指定管理者募集要項及び申請について」を 議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局

別添の「川西市知明湖キャンプ場指定管理者募集要項」について説明させていただきます。

1ページの2「募集の概要」をご確認ください。

- (1)で施設名称を示しており、対象は川西市知明湖キャンプ場です。
- (2)指定期間については、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間です。

これは、知明湖キャンプ場の指定管理期間が令和4年3月31日で終了するため、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間を指定期間とする新たな指定管理者を選定しようとするものです。

なお、指定の期間を1年間とすることについては、(仮称)黒川里山センターの一体利用の可能性や通年利用を想定した使用料の見直しと併せて検討する期間として設定するものでございます。

(3)募集及び選定の方式につきましては、非公募方式とし、この選定委員会による審査を経て候補法人を選定します。

2ページ目以降につきましては「施設の概要」、「業務内容」、「管理基準」、「経費」、「責任分担」等を掲載しています。

この募集要項に基づき、10月25日に一般財団法人一庫ダム湖周辺環境整備センターから別添の申請書が提出されました。

事務局からの説明は、以上でございます。

委員長

募集要項及び申請について、説明を受けました。ご質問など、ご発言がございました らお願いします。

(特になしの声あり)

委員長

次に、次第6の(2)「川西市知明湖キャンプ場に係る指定管理者候補法人等の選定 について」を議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局

事務局より説明させていただきます。

指定管理者候補法人等の選定方法は、選定委員会を2回開催し、1回目では募集要項及び申請について、選定基準および方法について審議をいただき、2回目で市長への答申案を審議していただこうと考えております。

選定について申請者は現在の指定管理者である「一般財団法人一庫ダム湖周辺環境整備センター」であり、過去において高い評価を得て継続的に安定して管理運営を行っていることから、書類審査により審査することとし、会議を進めさせていただきたいと考えております。

まず、選考基準につきましては、「川西市公の施設に係る指定管理者の手続等に関する条例第4条に規定する次の基準を基本として、公平かつ適正に審査し、選定するものとする。」ということでございます。

まず、1つ目の基準としては、市民の平等な利用が確保されるとともに、サービスの 向上が期待できること。

2つ目は、公の施設の管理に係る事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。

3つ目は、公の施設の管理に係る事業計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産 その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。

4つ目は、公の施設の管理に係る収支計画書の内容が、公の施設の適切な管理及び管理に係る経費の縮減が図られるものであることです。

次に、2.審査項目・基準等についてですが、(1)審査項目・基準内容については、添付資料 A3縦の「川西市知明湖キャンプ場指定管理者候補法人等採点表」のとおりです。

次に(2)審査の視点としては、公平かつ客観的に評価するために、表の一番左の欄にあるとおり「申請者の基本的前提」、「事業運営計画」に対する審査項目により評価することとしております。

次に、(3)基本的な審査の考え方については、審査項目の「申請者の基本的前提」、「事業運営計画」を、6つの基準に分け、それぞれの内容について19の適用項目に細分化させて、配点し、採点していただきます。採点は、項目ごとに5点満点で、3点が基準です。なお、採点に計算式を乗じたものが得点となります。

評価の考え方としましては、採点1点が「劣っている」、採点2点が「やや劣っている」、採点3点が「普通」、採点4点が「やや優れている」、採点5点が「優れている」です。

各委員の採点の結果、総得点の平均が合計の 6 割 (120 点)以上に達した場合、事務 局にて答申(案)を作成させていただき、申請者を指定管理者候補法人等として決定す ることと考えております。

なお、採点表の中の項目「申請者の財務状況」については、専門家である安本委員の 採点を採用することとし、また「管理を安定して行う人的能力の有無」及び「労働条件」 の採点につては、候補法人の組織や事業内容を熟知している事務局が申請書類を精査し 採点5を記入させていただいています。

事務局からの説明は、以上です。

委員長

選定基準等について説明を受けました。ご質問など、ご発言がございましたらお願い します。

(特になしの声あり)

委員長 それでは、お諮りします。

ただ今の事務局より説明のありましたとおり指定管理者候補法人等の選定を進めることとしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長

ありがとうございます。

ただ申請者の財務状況の審査につきましては、専門家である税理士の安本副委員長に 一任して、安本副委員長の採点を、委員皆さまの採点とするのが得策と考えますが、皆 さまいかがいたしましょうか。

(異議なしの声あり)

委員長

皆さまの同意をいただきましたので、安本副委員長以外の委員様の採点表の上から2 段目の申請者の財務状況の欄に斜線を記入願います。この欄につきましては、安本副委員長の採点を皆様の採点とさせていただきます。

副委員長

聞こえにくかったので、もう一度私が回答する欄を教えて欲しい。

事務局

採点表の上から2段目の「申請者の財務状況」の欄です。

副委員長 わかりました。

委員長

それでは、この選定基準及び採点表、採点方法に基づき選定を進めることといたします。申請書の内容について採点表にて書類審査していただきますようお願いいたします。

続きまして、7.その他といたしまして、今後の当委員会の進め方について、事務局 より説明願います

事務局

次回の選定委員会は11月8日(月)の午前9時から、引き続きWEB会議にておこないます。先ほど説明いたしました採点表を申請書に基づき採点していただき11月2日(火)までに事務局までご返送いただきますよろしくお願いいたします。次回選定委員会の内容は皆さまの採点結果の集計を事務局より報告させていただき、候補法人を答申していただきたいと考えております。

また改めて案内文書を送付いたしますのでよろしくお願いいたします。

委員長

先程確認が抜けていました。本会議の公開に伴う会議録の作成につきましては事務局 に一任することとしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長

ありがとうございます。

本日は長時間にわたりまして、貴重なご意見をいただきありがとうございました。 これをもちまして、本日の指定管理者選定委員会を終了させていただきます。